

第3次澁川市行政改革大綱

平成27年3月

澁川市

目次

第1章 行政改革の必要性 1

- 1 人口減少と少子高齢化の進行 1
- 2 厳しい経済状況と市の財政 1
- 3 高度情報化の進展 1
- 4 市民の求めるサービスの複雑・多様化 2
- 5 市民と行政との協働 2
- 6 合併効果の検証 2

第2章 改革を進める4つの視点 3

- 1 社会の潮流、新たな課題・変化への対応 3
- 2 経営の視点に立った行政運営 3
- 3 市民の視点に立った成果重視の取組 3
- 4 地域力・市民力の活用 3

第3章 基本方針 5

- 1 改革の4つの目標 5
- 2 計画の構成 6
- 3 計画期間 6
- 4 推進体制 6
- 5 実施計画の策定と公表 7
- 6 行政評価の公表 7
- 7 行政改革の財政効果結果の公表 7
- 8 体系図 8

第4章 目標の実現に向けた取組 9

1 簡素で効率的な市役所の実現

- (1) 職員の意識改革と人材の育成 9
- (2) 効率的な組織機構の構築 9
- (3) 電子自治体の推進 10
- (4) 民間委託等の推進 11

2 協働と役割分担によるまちづくりの実現

- (1) 地域協働体制の構築 11
- (2) 自治会及びNPO、ボランティア等市民活動団体への支援と連携の強化 11

3 次世代への負担を軽減する財政運営の実現

- (1) 計画的な財政運営の推進 1 2
- (2) 公用財産等の適正な配置及び管理 1 2
- (3) 人件費の抑制 1 3
- (4) 公営企業事業等の健全化 1 3
- (5) 自主財源の確保 1 4

4 市民から一層信頼される透明で公正な行政の実現

- (1) 広聴活動の充実及び市民意見の反映 1 5
- (2) 行政評価の推進 1 5
- (3) 情報公開の推進 1 5

第1章 行政改革の必要性

1 人口減少と少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化に伴い、労働力不足や地域社会の活力低下など社会経済の停滞が懸念されます。本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村別将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、平成22年の83,330人から20年後の平成42年には65,523人に減少し、65歳以上人口は、26.6%から39.1%に増加すると推計されています。

また、15歳未満人口は、12.2%から8.6%に、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）も61.2%から52.4%に減少すると推計されています。

2 厳しい経済状況と市の財政

日本経済は、経済対策、金融対策の効果による期待を背景に景気回復の兆しはありますが、地方経済においては、長引く景気低迷による雇用情勢の悪化や個人所得の伸びなやみが続いています。

また、本市においても市税を中心とする歳入の減少が続いており、合併による普通交付税の特例措置期間が平成32年度までであり、そのうち最後の5年間は交付税が段階的に削減されていきます。

一方、高齢化による介護、医療費等の社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持管理費や改修費等の増加など、歳出の増加が見込まれ、本市における財政環境は、大変厳しい状況が続くと見込まれています。そのため、今後も自主財源の確保や歳出の縮減などに努めていく必要があります。

3 高度情報化の進展

情報処理技術や通信技術は、日々飛躍的に発展しており、これらを利用した高度情報化社会が市民一人ひとりの身近なものとなってきています。

また、インターネットによるコミュニケーションは、ツイッターやフェイスブックなど、その手段が増えるとともに若い世代を中心に浸透しています。

本市では、このような進化を続ける情報処理技術や通信技術の有効な活用を検証し、情報提供の充実や行政手続の電子化を推進することで、業務の合理化と効率化による行政サービスの向上を図る必要があります。

4 市民の求めるサービスの複雑・多様化

社会情勢の変化に伴い、市民の価値観やニーズは多様化・高度化してきており、行政課題は多岐にわたります。

また、国や県からの権限移譲により本市が取り扱う業務が増加する傾向にある中、市民に最も身近な地方公共団体には、市民サービスを低下させることなく、質の高いサービスを提供することが求められています。そのためには、市民ニーズを的確に把握し、課題に対し対応できる組織編成と職員の育成をしていく必要があります。

5 市民と行政との協働

市民自治意識、行政への参画意識の高まりに伴い、行政主導のまちづくりから、様々な形で協働してまちづくりを行う動きが広がっています。

本市の限りある財源の中で、価値観の変化や多様化する市民ニーズに対し、より効果的、効率的かつ迅速に対応していくためには、公共サービスの提供を市民自らが担うといった意識の高まりを大切にし、市民と行政が手を取り合ってお互いを良きパートナーとして協働していくことが必要となります。

6 合併効果の検証

平成18年2月、1市1町4村が合併し新渋川市が誕生しました。

市町村合併は究極の行政改革と言われます。しかしながら、合併すれば自動的に行政改革が進んでいくわけではありません。合併によるスケールメリットを効率的な行政運営に結び付けていくよう、合併効果を検証しながら積極的な行政改革に取り組んでいく必要があります。

第2章 改革を進める4つの視点

社会環境の変化や厳しい財政状況の中で着実に行政改革を進めていくため、「第2次渋川市行政改革大綱」の取組を検証し、その結果を踏まえ、次の点に視点をおいて「第3次渋川市行政改革大綱」の策定を進めます。

1 社会の潮流、新たな課題・変化への対応

人口減少や少子高齢化の進行、地方分権の進展に伴う自主性・自立性を高めるための改革、更には、公共施設の最適な配置と運営管理等に代表される新たな行政課題や、多様化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応できることが必要です。

2 経営の視点に立った行政運営

厳しい財政状況の中で、本市が将来にわたって自立性の高い行政運営を行うためには、歳出の見直し（抑制）と自主財源の確保に取り組み、安定した財政基盤を確立することが重要です。

また、職員の定員管理の適正化や組織・業務の見直しを図るとともに、最小の経費で最大の効果をあげるための経営力を高めることが必要です。

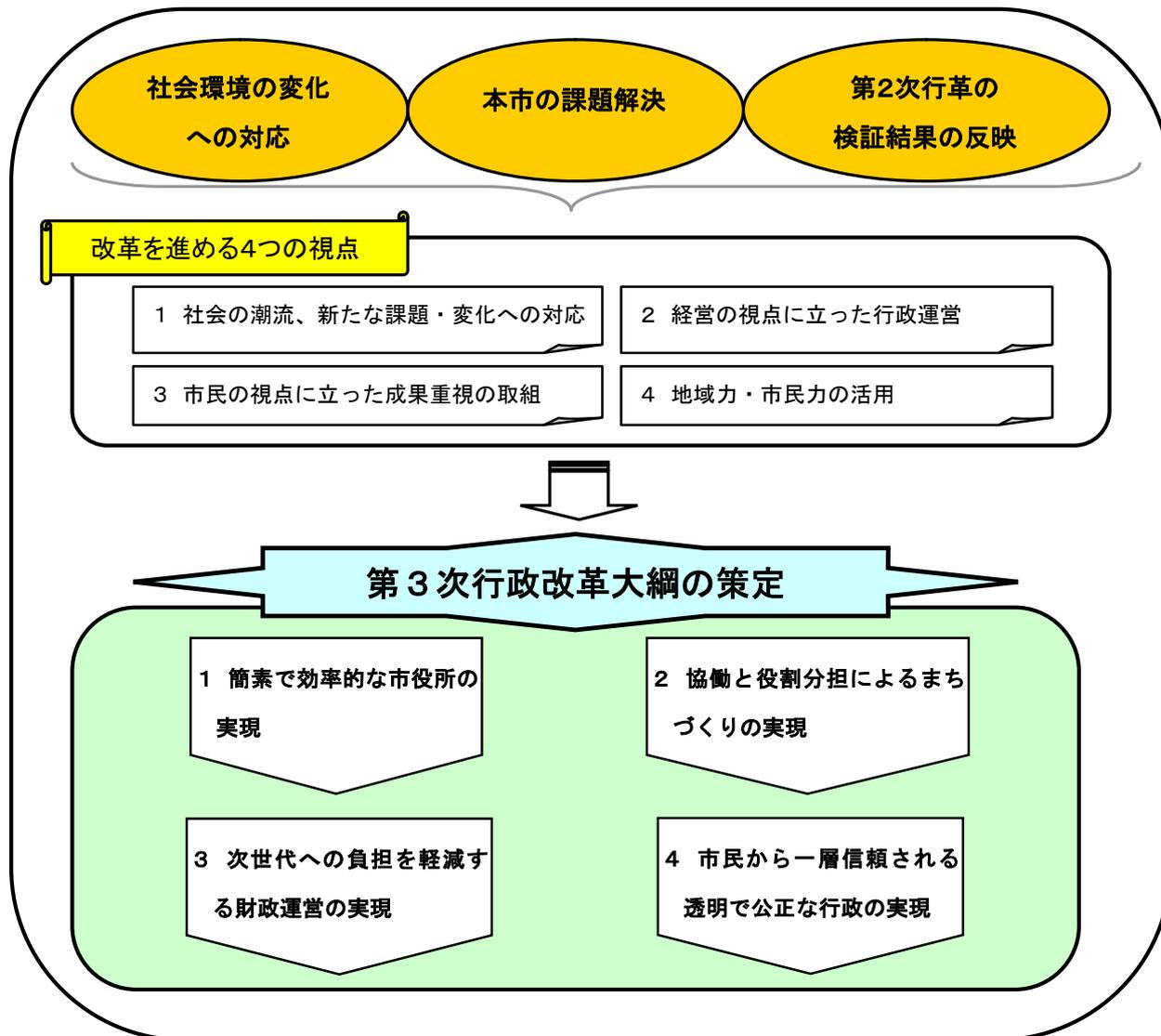
3 市民の視点に立った成果重視の取組

市民や地域の視点に立った実効性のある行政改革を展開するためには、具体的取組目標とそのための方策及び手段を明確にすることが重要であり、目標達成に向けた数値目標等を示すとともに、PDCAサイクルを機能させることが必要です。

4 地域力・市民力の活用

市民ニーズや地域課題に適切に対応し、真の住民自治を実現するため、市民はもとより、地域、NPO、企業等と行政とが互いに存在を確認し合い、市民力と地域力を最大限発揮できる仕組みを構築するとともに、共通する目的の達成に向けた協働によるまちづくりを展開することが必要です。

第3次行政改革大綱策定に重要な要素



第3章 基本方針

第2章で掲げた改革を進める4つの視点を踏まえて、本市の行財政運営における課題の解決を図るため、効率的で実効性のある計画として「第3次渋川市行政改革大綱（以下「第3次大綱」という。）」を策定します。

この計画では、総合計画に掲げる将来像「やすらぎとふれあいに満ちたほつとなまち」の実現に向け、4つの目標を掲げて取り組みます。

1 改革の4つの目標

第3次大綱では、これまで続けてきた不断の改革努力を更に実りのあるものとするため、第2次渋川市行政改革大綱に掲げた3つの目標を継承し、新たに4つの目標を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ改革を目指します。

（1）簡素で効率的な市役所の実現

施策の推進にあたっては選択と集中により、限られた財源や人的、物的資源を効率的・効果的に活用することが必要です。

組織機構については、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民に分かりやすく迅速な処理ができる簡素で効率的な体制づくりを進めます。併せて、人材育成基本方針に基づく職員の意識改革を推進し、コスト意識を常に持ち、主体的改善、改革に取り組んでいく人材の育成を進めます。

また、情報技術を有効に活用し、市民の利便性を図るとともに、行政と民間の役割分担を見直し、積極的な民間委託を推進します。

（2）協働と役割分担によるまちづくりの実現

市民と行政が協力し合う関係をより強化し、協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政が情報を共有し、理解と信頼を深めることが必要です。市民に分かりやすい情報の提供に努め、さまざまな公共的課題に関心を持ってもらうとともに、市民、地域、NPOや企業等と行政がそれぞれ担うべき役割を理解し、相互の連携や協力関係の充実と強化を図り、市民活力を活かしたまちづくりを推進します。

(3) 次世代への負担を軽減する財政運営の実現

厳しい社会経済情勢と市の財政状況に配慮しつつ、市民ニーズに的確に対応するためには、行政経営の基盤である健全な財政運営が必要です。そのため、新たな自主財源の確保、受益と負担の適正化、ランニングコストの縮減に取り組みます。

また、事務事業については、行政評価の手法により、成果を重視した見直しを行い、再編・整理、統廃合を進めます。

(4) 市民から一層信頼される透明で公正な行政の実現

地方分権の推進に伴う地方公共団体の自己決定権の拡大に対応し、行政の公正確保及び透明性の向上を図るため、広報・情報ネットワーク等の活用により情報公開に努めるとともに、市民参画手法の確立など、市民が広く情報に接することができるよう努めます。

2 計画の構成

第3次大綱は、行政改革の基本的な方向性を示す行政改革大綱と具体的な取組を示す実施計画で構成します。実施計画には、可能な限り数値化できる目標を定めて進行管理を行います。

3 計画期間

第3次大綱の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化に応じて見直すものとします。

4 推進体制

第3次大綱推進のため、次の2つの機関を改革の両輪に据え、行政改革に取り組みます。

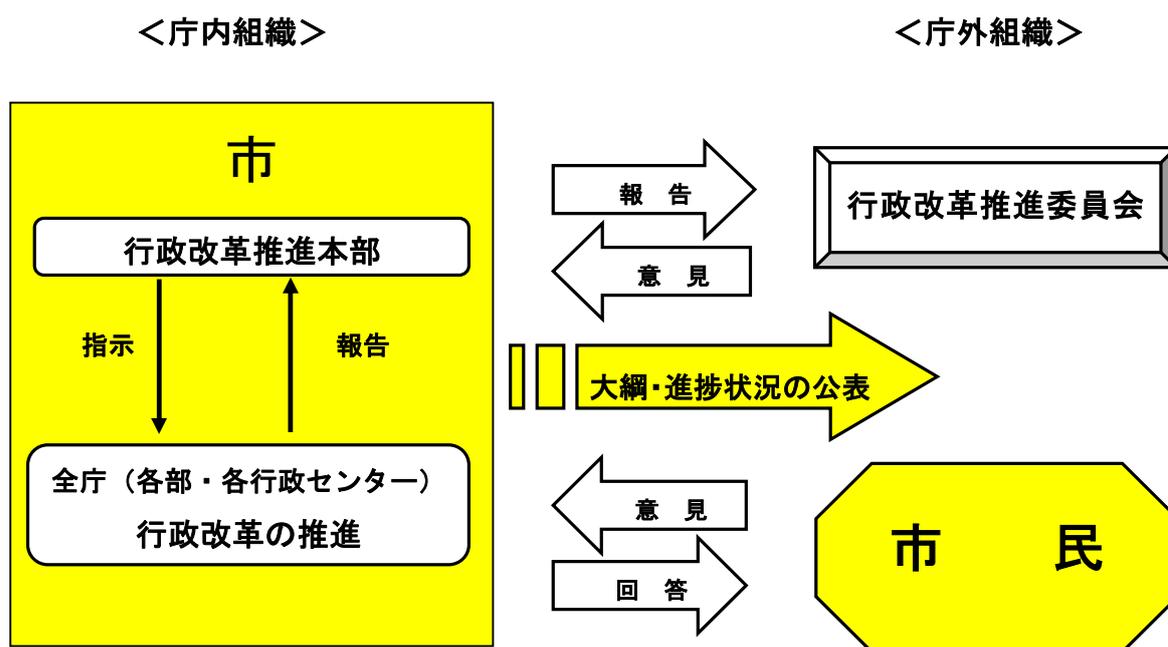
(1) 渋川市行政改革推進本部

市長を本部長とする「渋川市行政改革推進本部」を中心に、第3次大綱に基づく実施状況の確認、取組事項の進捗状況を踏まえて、全庁的に行政改革に取り組みます。

(2) 渋川市行政改革推進委員会

行政改革の推進にあたり、広く市民に意見を求めるため、市民の代表等で組織する「渋川市行政改革推進委員会」に行政改革の推進における実施状況や実施計画について適宜報告し、提言を受けます。

第3次大綱（実施計画）の推進体制



5 実施計画の策定と公表

第3次大綱の具体的な項目を推進するため、できる限り目標を数値化した、分かりやすい年度別実施計画を策定し、実施の状況について公表します。

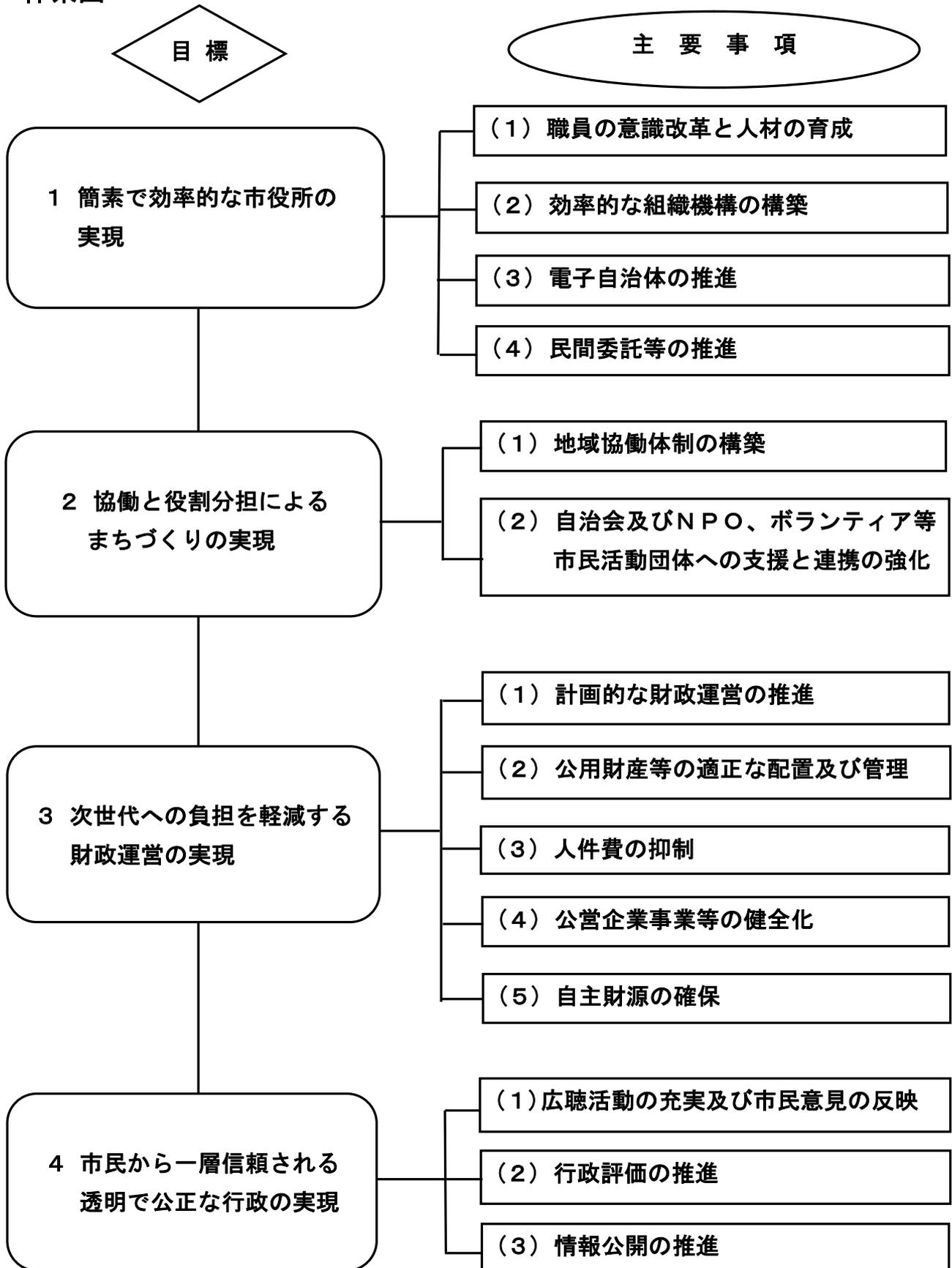
6 行政評価の公表

「渋川市総合計画」の事務事業について行政評価を行い、その取組と評価結果を公表します。

7 行政改革の財政効果結果の公表

行政改革に継続的に取り組み、その財政効果を数値にまとめ、公表します。

体系図



第4章 目標の実現に向けた取組

1 「簡素で効率的な市役所の実現」

(1) 職員の意識改革と人材の育成

職員の意識改革を図り、職員が自らの業務に常に問題意識や使命感を持って事務改善に積極的に取り組みます。そして、市民の期待に応えるために、創造性や専門性を高めるなど、職員の資質の向上と、能力開発に努めます。

また、再任用職員や専門的知識・経験を有する人材の活用を図ります。

ア 人材育成の推進

地方分権の推進に伴い、必要とされる政策形成能力が向上されるよう、「人材育成基本方針」に基づき、能力開発や人材活用等、総合的な人材育成に努めます。

イ 新たな人事評価制度の導入

職員の意欲や能力、実績を的確に把握した適材適所の人事配置等を実現するとともに、任用や給与等の基礎とするため、新たな人事評価制度の導入を図ります。

ウ 職員提案・職場提案制度の推進

職員一人ひとりの持つ能力が十分に発揮され、意欲を持って職務に取り組み、職場の活性化が図られるよう、職員からの改善策等を募る職員提案・職場提案制度の活用を推進します。

(2) 効率的な組織機構の構築

将来的な職員数の削減の推移、効率的な事務の執行、多様な住民ニーズへの対応、今後の権限移譲に伴う行政サービスの対応等、多様な観点からの検討を行い、組織機構の構築に努めます。

また、横断的な推進体制を確立することにより、柔軟かつ機動性のある効率的な組織体制を目指します。

ア 組織体制の簡素化・迅速化

市民ニーズに即応した事務処理と分かりやすい組織づくりを進め、スピーディな意思決定のできる、簡素化された組織機構を目指します。

イ 定員管理の適正化

現在の定員管理適正化計画は、平成28年4月1日で計画期間が終了することから、現計画の見直しと次期計画の策定を進めるとともに、組織体制の見直しと併せて職員数の縮減に向けた中長期的な数値目標を掲げ、計画的に取り組めます。

ウ 市民サービスの向上

市民サービスの観点から、市民サービスの基本となる職員の接遇の向上に努め、親しみやすく、迅速で適切な対応を図ることで、分かりやすさを実感できる市民サービスの提供に努めます。

また、市民生活に関連の深い窓口事務の効率的な運営や窓口相談を充実し、市民サービスの利便性の向上を図ります。

(3) 電子自治体の推進

急速に進化を続ける情報技術を有効に活用して事務の効率化を図ります。

また、情報セキュリティや情報格差に配慮しながら、情報公開・発信、市民との情報の共有化を推進することで、市民の利便性向上を図ります。

ア 情報通信技術の有効活用

市民が自宅や職場からインターネットを利用して届出等を行えるようにすることで、利便性の向上と負担の軽減を図ります。

また、事務の簡素化・合理化などを図りながら、効率的な業務システムの導入を推進します。

イ 情報セキュリティ管理の徹底

市民の個人情報をはじめ、市の行政運営には様々な情報が利用されているため、パソコンやネットワークへのサイバー攻撃や情報の漏洩などの脅威から情報を守る必要があります。強固なシステム構築やセキュリティ意識の向上、情報セキュリティポリシーの見直しと確実な運用を推進することで、情報の管理・徹底を図ります。

(4) 民間委託等の推進

市民サービスを最も効果的、効率的に提供するために、行政と民間の役割分担を見直し、民間が担うことが適当なことは民間に、行政が担うことであっても民間委託等の実施が適当な事業については、積極的に民間委託を推進します。

ア 外部委託・民営化の推進

市民サービスの維持向上が図れることに留意しながら、積極的な外部委託・民営化を進めます。その際は、市の適切な管理監督のもとに、行政責任を明確にし、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意します。

イ 委託内容の見直し

既に委託している業務についても、委託内容や手法を見直すとともに、委託業務の取捨選択を行います。特に、随意契約により委託先が固定されているような場合には、委託料の固定化を招かないよう、委託内容（仕様）の見直しや競争入札の徹底を図ります。

2 「協働と役割分担によるまちづくりの実現」

(1) 地域協働体制の構築

地域が抱える諸問題への対応と市民主体のまちづくりを推進するため、市民、自治会及び市民活動団体等と行政が公共サービスを担う重要な主体であるという認識を互いに共有し、まちづくりに市民等の多様な担い手が参画できる仕組みの構築を図ります。

(2) 自治会及びNPO、ボランティア等市民活動団体への支援と連携の強化

地域に密着した活動を行う自治会や、福祉、生涯学習、まちづくりなど、様々な分野で活動するNPOやボランティア等市民活動団体に対する支援、連携を図り、それぞれの特性に応じた役割を分担することにより、行政との協働によるまちづくりを進め、地域の活力創出を目指します。

3 「次世代への負担を軽減する財政運営の実現」

(1) 計画的な財政運営の推進

経営健全化基準の維持・確保に努め、健全で安定した財政基盤を確立します。財政指標については、バランスシート及び行政コスト計算書を作成し、本市の総合的な財務分析や類似団体との比較分析を行うなど健全な財政運営に努めます。

また、平成28年度以降に実施される普通交付税合併特例措置の段階的引き下げを念頭においた財政運営を行います。

ア 「渋川市財政の現状及び今後の見通しと取組み」の推進

「渋川市財政の現状及び今後の見通しと取組み」（平成25年2月策定）を踏まえて、経営健全化基準の維持・確保に努め、健全で安定した財政基盤の確保に努めます。

また、社会情勢、財政状況、決算状況を踏まえた見直しを行います。

イ 一般財源枠配分方式による予算編成

各所属長による創意工夫ある事業の見直しを推進し、財源不足の解消と、効率的な財政運営を図るため、平成24年度予算編成から導入している一般財源枠配分方式を引き続き実施します。

(2) 公用財産等の適正な配置及び管理

平成26年度に策定した「渋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正な配置、管理に努めます。

ア 公共施設の効率的な配置・運営

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら適正な配置と整備を図ります。

また、市民にとって利便性が高く、質の高いサービスを提供できる施設を目指し、設置目的や運営主体の適否など施設のあり方等について、「渋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の点検・評価を進めます。

イ 公用車の適正な配置

組織機構の見直しに合わせた公用車の適正な配備に努め、経費の削減を図ります。

ウ 公共施設への省エネルギー機器の導入促進

公共施設への省エネルギー機器（防犯灯のLED化等）の導入を促進し、長期的な経費の縮減に努めます。

（3）人件費の抑制

事務事業の見直しや民間委託等の推進により事務の簡素化・簡略化を図り、人件費の抑制や時間外勤務の縮減に努めます。

また、市民の理解が得られるよう、給与制度の適正な運用に努めます。

ア 人件費の抑制

事務事業の抜本的な見直し、民間委託の推進、再任用職員の活用、指定管理者制度の導入、市民などとの協働の取組により、適正な職務執行体制を確保しながら、職員数の縮減による人件費の抑制に努めます。

イ 時間外勤務の縮減

計画的な事務の執行に努めるとともに、ノー残業デーの徹底、課内の応援体制の柔軟化により、時間外勤務の縮減を図ります。

また、時差出勤が可能な部署における勤務時間の調整についても、拡充を行います。

（4）公営企業事業等の健全化

本市の地方公営企業については、常に企業としての経済性を発揮できるように、中長期財政経営計画の策定や民間委託の推進、施設運営の見直しにより経営の健全化に努めます。

また、本市の財政運営のより一層の健全化の観点から、第三セクター等の経営の健全化を進めます。

ア 水道事業

本市の水道事業については、公共性の確保と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保に努めるとともに、運営に当たっては、企業的経営手法を用いコスト削減に努めます。

また、簡易水道事業については、水道事業との統合を進めるとともに、経営の効率化を図ります。

イ 第三セクター等の改革

市が関与する第三セクター等については、出資者として事業内容や経営状況、公的支援等に関して常に現状を把握し、経営改善に向けた指導や監視等を強化することにより、出資範囲の適正化を図り、経営改善を進めます。

(5) 自主財源の確保

各種使用料・手数料の見直しなどにより自主財源の確保に努めます。

また、市税等は、収納対策の強化により、負担の公平性を確保します。

ア 市税等収納率の向上

市税等収納率の向上については、納税者等の利便性の向上を図るため、窓口業務の時間延長や休日窓口の開設、口座振替納付やコンビニエンス収納の実施などの取組に加え、新たな納付環境の整備について検討します。

また、滞納対策として早期の滞納整理と積極的な滞納処分を実施するとともに、現年課税分を含めた滞納処分の強化、組織体制の強化や県との連携、徴収体制の強化を図ります。

なお、納付催促に応じない場合については、法的手続により債権を確保するなど、収納率の向上に努めます。

イ 市税等（市税、使用料及び手数料）以外の自主財源の確保

自主性・自立性の高い財政運営の健全化の取り組みとして、処分可能な市有財産については、売却を進めるとともに、現在行っているホームページ等への広告掲載のほか、新たな手法による自主財源の確保に努めます。

ウ 受益と負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、各種の使用料、手数料、負担金等について見直し、市民の理解を得ながら、受益と負担の適正化を図ります。

また、減免制度についても、必要な見直しを行います。

4 「市民から一層信頼される透明で公正な行政の実現」

(1) 広聴活動の充実及び市民意見の反映

市政に対する意見・提言コーナーや市民意見公募制度等の充実を図るほか、市民と行政が気楽に意見交換できる機会を検討します。

また、各種審議会委員等の公募やモニタリングの実施などにより、広く市民意見を聞く機会を充実させ、民意が市政に反映される仕組みづくりを推進します。

(2) 行政評価の推進

複雑化・多様化する市民ニーズや新しい行政課題に適確かつ迅速に対応していくためには、環境の変化などを踏まえ、所期の目的に照らし効果が薄れてきた事業や、将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなど、見直すべきものについては、成果重視の視点からPDCAサイクルによる見直しにより廃止・統合を進めます

また、外部委員の指導のもと事務事業評価を実施しており、これらの行政評価を推進します。

(3) 情報公開の推進

十分に説明責任を果たし、市民の理解を得るためには、単に情報公開制度による情報公開だけでなく、市の活動の過程や、それらを通じて実現した結果や成果、克服すべき課題などの情報についても分かりやすく、積極的に提供します。

提供にあたっては、市民に大きな情報格差が生じないように配慮し、市広報紙やホームページのほかにも電子メールの配信やツイッター、フェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、情報提供の充実を図ります。